

第三十二号様式(第十四条関係)

家 屋 評 価 調 書																
木造、 非木造 の 別		種 類					処理事項					調 書 番 号				
							処理月日									
整理 番号	所在及び 家屋番号	所 有 者				建築 年月 日	構造	用途	単位当 たり再 建築費 評点数	床面積	総評 点数	評価額	市町村長 決定価格	摘要		
		住所	氏名 又は 名称	個人番号又は 法人番号												
												円	円			

第32号様式記載要領

- 1 「種類」の欄には、不動産登記法第44条第1項第3号に掲げる建物の種類を記載するものであるが、木造以外の家屋のうち、次に掲げるものにあつては、それぞれに定める区分を併記すること。(例「工場(一般)」)
- (1) 工場、発電所、変電所、停車場及び車庫

①一般 ②腐食性物質影響又は放射線 ③潮解性固体蔵置又は蒸気影響
- (2) 倉庫
- ①一般 ②腐食性物質影響、冷蔵又は放射線 ③潮解性固体蔵置又は蒸気影響
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 「構造」の欄には、以下により記載すること。
- (1) 木造家屋にあつては、階層(地階を含む)

(2) 木造以外家屋にあつては、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、軽量鉄骨造、れんが造、コンクリートブロック造、石造又はその他の別及び階層(地階を含む)
- 4 「用途」の欄には、以下により記載すること。
- (1) 木造家屋にあつては、専用住宅、共同住宅、寄宿舍、併用住宅、ホテル、団体旅館、簡易旅館、普通旅館、料亭、事務所、銀行、店舗、劇場、病院、工場、倉庫、附属家、簡易附属家、土蔵又はその他の別

(2) 木造以外家屋にあつては、事務所、店舗、百貨店、住宅、アパート、病院、ホテル、劇場・娯楽場用等のホール型建物、工場、倉庫、市場又はその他の別
- 5 法第73条の21第3項の通知に係る家屋にあつては当該通知に係る価格を、法第349条の3、附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用を受ける家屋にあつてはその旨を、それぞれ「摘要」の欄に記載すること。
- 6 この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができるものであること。
- 7 各個の家屋についての評価資料で必要なものは、市町村において適宜様式を定め付表として添付すること。